

## 父母等生計維持者の皆様へ【入学金減免】

(4年編入、専攻科1年生、4年生以上の転入生)

2026年度

神戸市立工業高等専門学校の入学金の免除・減額・軽減助成について

(4年編入、専攻科1年生、4年生以上の転入生)

申請受付締め切り…2026年6月30日(火)

### 1. 免除・減額・軽減助成の対象

- (1) ①父母等生計維持者の2026年度(2025年中)の算定基準額が下記の表に該当する  
②失業・収入減などの特別な事情により現在は下記の表に該当する方

算定基準額	軽減助成額・減免額
51,300円未満	全額免除・軽減助成
51,300円以上～98,700円未満	半額免除

※父母等生計維持者にそれぞれ所得がある場合は、父母の算定基準額を合算します。

父母等生計維持者以外の家族の算定基準額は合算しません。

※高等教育の修学支援新制度が優先されますので、該当する場合は必ず先に高等教育の修学支援新制度に申請してください(高等教育の修学支援新制度において認定区分が多子世帯または第1区分(入学金の満額支援)となった場合は、入学金が無償となりますので本制度の申請は不要です)。

※入学金の免除等には成績要件はありません。

### 算定基準額の計算方法

市区町村民税の課税標準額 × 6% - (調整控除の額 + 調整額) = 算定基準額  
様式見本の(A)の金額 様式見本の(B)の金額

(政令指定都市の場合は、市区町村民税の調整控除額と調整額に3/4を乗じて計算します)

## 必要書類

- ① 授業料 免除・減額・軽減助成申請書（本校 HP よりダウンロードし印刷してください。）
- ② 父母等生計維持者の 2026 年度（2025 年中）の算定基準額が確認できる書類  
（次のいずれか）
  - ・ 2026 年度市民税県民税 納税通知書・課税明細書 見本①
  - ・ 2026 年度市民税県民税所得（課税・非課税）証明書 見本②

②の書類は「課税標準額」「調整控除の額」「調整額」の記載のあるものをご提出ください。記載のないものは取り直していただく場合がありますのでご注意ください。

**市民税・県民税特別徴収税額決定・変更通知書（納税義務者用）、確定申告書控、源泉徴収票は使えません。**

- ・ 父母等生計維持者が失業中である場合は、雇用保険受給者証の写し
- ・ 収入激減等の特別な事情がある方は、給与支払見込証明書など（様式は学校にあります）
- ・ ひとり親世帯の方で、算定基準額が確認できる書類にひとり親控除・寡婦控除の記載がない場合は、ひとり親世帯であることを証明する書類をご提出してください。  
例)親の名のひとり親家庭等医療費受給者証のコピー、戸籍謄本など
- ・ 学生に父母等生計維持者がいない場合は、学生の主たる生計維持者の算定基準額が確認できる上記の書類、及び主たる生計維持者がいるかどうかについて確認できる書類（健康保険証の写しなど）

## (2) 生活保護世帯の方、又は養護施設から通学している方

入学金と高等教育の修学支援新制度による入学金減免額との差額、又は入学金と高等教育の修学支援新制度による入学金減免額に生活保護費の高等学校等就学費を加えた額との差額を助成します

## 必要書類

- ① 入学金 免除・減額・軽減助成申請書（本校 HP よりダウンロードし印刷してください。）
- ② 「生活保護受給状況証明書（2026 年 1 月 1 日時点で「生活扶助」を受けている場合）」（様式は学校にあります。）又は「施設入所証明書」（証明書は施設に発行してもらってください。）

## 2. 減免開始月について

6 月 30 日（火）までに申請がなかった場合は、免除等ができませんので、ご注意ください。

転入の場合は、転入日から 1 ヶ月以内に申請してください。転入日から 1 ヶ月以内に申請がなかった場合は、免除等ができませんので、ご注意ください。

（やむを得ない事情で申請が遅れる場合は事務室にご相談ください）

# 必要書類について

区分	添付書類の種類	発行時期	交付先
自営業の方	令和8年度 市民税・県民税納税通知書及び課税 明細書 …見本①	令和8年 (2026年) 6月中旬	2026年1月1日に住民 登録をしている市区町村 の市民税担当課
上記以外の方	令和8年度 市民税・県民税(所得・(非)課税)証 明書 …見本②	令和8年 (2026年) 5月下旬	2026年1月1日に住民 登録をしている市区町村 の市民税担当課
生活保護を 受けている方	生活保護適用証明書(世帯全員分記 載のもの) …見本③	随時	管轄する市区町村の生 活保護担当課

※「市民税・県民税特別徴収税額決定・変更通知書(納税義務者用)」は使用できません。

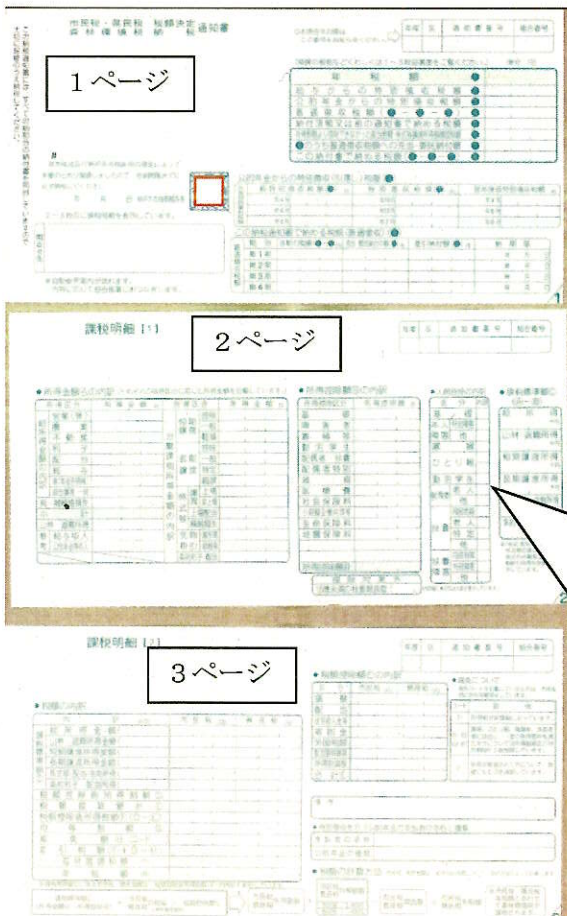
## 証明書見本 すべて「2026年度」のもの(コピー可)

※見本は神戸市のもので、市町村によって記載内容が異なるため追加で書類提出をお願いすることがあります。

### 見本①

### 2026年度 市民税・県民税納税通知書及び課税明細書

【自営業の方等に、2026年6月中旬頃 市民税課より送付されます。(非課税の方を除く)】



見本①については、1・2・3ページすべてのコピーを提出して下さい。

#### ●人的控除の内訳

区分	内訳
基礎	
本人特別障害	
障害他	
寡婦一般	
寡夫特別	
勤労学生	
配偶者老人	
他*	

※保護者(親権者)全員の

証明書が必要ですが、保護

者の一方が「配偶者」欄に

\*があり、市町村民税の課

税標準額×6%が50,300

円未満の世帯の場合には、

配偶者の課税証明書等を

省略することができます。

見本②

2026年度(2025年分所得)  
市民税・県民税(所得・(非)課税)証明書

2026年1月1日に住民登録をしている市区町村の市民税担当課で発行できます。

必ず「課税標準額」「市町村民税の調整控除の額」が記載された証明書を提出してください。

※神戸市の場合、2026年5月22日(金曜)からは分離課税額も合算された所得証明書が全ての証明発行窓口で発行可能です。

必ず高等学校等就学支援金用であると窓口で伝えてください。神戸市の場合、C欄分離課税額がある方は補足の証明書がセットで発行されますので両方提出してください。補足の証明書に記載されている課税標準額で判定します。

神戸市の場合、インターネット申請や郵送申請も可能です。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a83576/kurashi/registration/shinsei/shoumeisho/ga1141001.htm>

※保護者(親権者)全員の証明書が必要ですが、保護者の一方が「配偶者」欄に「有」があり、市町村民税の課税標準額×6%が50,300円未満の世帯の場合には、配偶者の課税証明書等を省略することができます。

配偶者	有
一般扶養	人
特定扶養	人
老人扶養	人
(内同老)	人
(内同特)	人
単独	人

【見本①②の書類の見方】

保護者(親権者)の

(A)  部分×6%

－(B)  ×3/4 が算定基準額未満

の世帯(政令指定都市の場合)が対象。

政令指定都市以外の場合は

(A)部分×6%－(B)で計算

※必ず「課税標準額」「市町村民税の調整控除の額」が記載された証明書で計算してください。

見本③

生活保護適用証明書

【生活保護を受給している場合】

(神戸市の場合には各区役所生活支援課で発行できます)

令和8年(2026年)1月1日時点で「生活扶助」を受けている方が対象です。

# 2026年度 入学金 免除・減額・軽減助成申請書

神戸市公立大学法人理事長 あて

(太枠の中は申請者が記入してください)

入学金の 免除・減額・軽減助成 について、  
次のとおり申請します。

申請年月日	年	月	日
-------	---	---	---

神戸市立工業高等専門学校 入学年度 年度 科 学年 組 学籍番号	申請者	学生名
住所		TEL:

家 族 欄						* (学校処理欄)		
名 前	続柄	生年月日	年齢	勤務先又は 学校名	前年所得	課税標準額	区分	認定額
	学生 本人	明昭 大平			有・無			
		明昭 大平			有・無			
		明昭 大平			有・無			
		明昭 大平			有・無			
		明昭 大平			有・無			
		明昭 大平			有・無			
		明昭 大平			有・無			
		明昭 大平			有・無			

生活保護法(昭和25年法律第144号)による高等学校等就学費受給有無	(いずれかを○で囲ってください) 有 ・ 無
------------------------------------	---------------------------

家庭(学生)の状況	
<p>当てはまる番号に○をつけてください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>高等教育の修学支援新制度による入学金の減免対象者。</li> <li>生活保護を受けている。(※)</li> <li>養護施設から通学している。</li> </ol> <p>高等教育の修学支援新制度による授業料減免の支給区分が多子世帯または第Ⅰ区分となる場合は、入学金が無償化されますので、この申請書を提出する必要はありません。</p>	<p>左記の2~3に当てはまらない方は下の番号のなかで当てはまる番号すべてに○をつけてください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>減免が受けられる算定基準額の合計額より少ない。</li> <li>主たる生計維持者が失業している。</li> <li>現在、前年中にくらべて収入がかなり減っている。 収入減の理由： 〔 〕</li> <li>その他 〔 〕</li> </ol>

※ 生活保護法(昭和25年法律第144号)による高等学校等就学費(入学金分)を受給できる場合は、就学支援金及び高等学校等就学費(入学金分)と入学金との差額を助成します。  
この申請書は他の目的に使用することはありません。

2・3に当てはまらない方は、所得を証明する書類等助成を必要とする書類を添付してください

* 学校記入欄	受付年月日	年	月	日	認定額	円
					入学金： 全額免除 ・ 半額 ・ 軽減助成 ・ 不許可	
	備考				区分	新規 ・ 継続
					意見書の有無	有 ・ 無

【記入についての注意事項】

● 学科、学年、組も忘れずに記入してください。

**家族欄**

(1) 同居されている方は、すべて記入してください。  
 (別居している場合でも、父母が勤務地の関係で別居しているときや、家族が就学や病氣療養のため一時別居しているときで扶養関係がある場合は、同一世帯と考えます)

(2) 家族の勤務先又は学校名は必ず記入してください

① 勤務先

- ・無職の方は「無職」、失業中の方は「〇年〇月から失業中」と記入してください
- ・兄弟が令和 8 年 4 月から就職した場合は「〇〇会社 令和 8 年 4 月就職」と記入してください

② 学校名

(3) 前年所得

- ・令和 7 年中に所得があった方は 有 に〇をしてください
- ・就労収入以外がある場合（例えば、年金収入や不動産収入）も有に〇をしてください
- ・申請時点で働いていても令和 7 年は学生等で収入が無かった場合は、無に〇をしてください

氏名	続柄	生年月日	年齢	勤務先又は学 校名	前年所得	* (委員会処理欄)	
						市民税所得額 (年額)	区分
田中 次郎	学生本人	昭和 18.5.8	20		有 (無)		認定 種別
田中 太郎	父	昭和 50.11.1	50	〇〇会社	有・無		
田中 花子	母	昭和 52.6.6	49	〇〇会社	有・無		
田中 桃子	姉	昭和 16.10.5	21	〇〇会社 R7 年 4 月就職	有 (無)		
田中 一郎	兄	昭和 17.8.8	20	私立〇〇高校	有 (無)		
田中 三郎	弟	昭和 24.4.2	14	〇〇〇小学校	有 (無)		
鈴木 桜子	祖母	昭和 25.12.1	75	無職	有 (無)		

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による高等学校等就学費受給有無

家庭(学生)の状況

当てはまる番号に〇をつけてください。

左記の 2~3 に当てはまらない方は下の番号のなかで当てはまる番号すべてに〇をつけてください。

- 高等教育の修学支援新制度による入学金の減免対象者。
- 生活保護を受けている。(※)
- 養護施設から通学している。
- 減免が受けられる算定基準額より少ない。
- 主たる生計維持者が失業している。
- 現在、前年中にくらべて収入がかなり減っている。  
 (収入減の理由：  
 母親が祖母の介護により出勤日数が半減し、  
 収入が約半分になったため)
- その他

2・3に当てはまらない方は、所定を証明する書類等助成を必要とする書類を送付してください

高等学校等就学費の受給状況

受給していない方は 無 に〇をして下さい。(必ず正しく記入してください。助成決定後に高等学校等就学費を受給していることが分かったときは、遡って助成決定を取り消す場合があります。)

家庭の状況

2~3に当てはまる場合は、4~7の記入は必要ありません。  
 6に当てはまる場合は、記入例のように具体的に記入してください。

何も記入しないでください。

受付年月日	年 月 日	円
* 学校記入欄	認定額	授業料：全学・半額・軽減助成・不認可
	備考	区分 意見書の有無
		新規・継続 有・無